選 択 約 款 変 更 届 出 書

客 営 運　第316号
平成26年１月15日

経済産業大臣　茂　木　敏　充　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成26年３月１日

別　紙

料 金 前 払 契 約

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

１　目　　的

この選択約款は，お客さまの電気料金支払方法の多様化を図るとともに，当社の営業費の削減を図り，効率的な事業運営に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出および変更

（１）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（３）　当社は，電気供給約款（平成26年１月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

３　適 用 範 囲

供給約款の定額電灯または公衆街路灯Ａとして電気の供給を受け，料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法により支払われ，かつ，お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

４　契約の申込み

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合は，あらかじめこの選択約款を承認のうえ，当社が指定した様式により申込みをしていただきます。

５　契約の成立および契約期間

（１）　料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）は，その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（２）　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，前払契約が成立した日から，６（料金前払の適用期間）に

定める料金前払の適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

６　料金前払の適用期間

適用期間は，お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から１年目の月の検針日の前日までといたします。

７　料　　金

（１）　各月の料金は，定額電灯または公衆街路灯Ａによって算定された早収料金の場合の金額から次の割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

１需給契約ごと１月につき	21円60銭

（２）　各月の料金の支払義務は，お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。

８　前　払　額

当社は，適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）に（１）によって算定された前払額を申し受けます。

なお，前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，前払期限日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

（１） 前払額は，需給契約ごとに次の金額といたします。

$$\text{前払額} = \left(\begin{array}{l} \text{適用開始日における契約内容に} \\ \text{応じて算定される１月の早収料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{７（料金）（１）} \\ \text{の割引額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{適用開始日における契約内容に応じて算定される} \\ \text{１月の再生可能エネルギー発電促進賦課金} \end{array} \right) \times 12$$

（２） 当社は，前払額を各月の料金に順次充当いたします。

（３） 当社は，既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には，当該適用期間満了に先だって，追加して前払額を申し受けます。

（４） 当社は，前払額について利息を付しません。

９ 前払額の精算

（１） 当社は，適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には，その差額を精算いたします。

（２） 当社は，前払契約を解約する場合を除き，（１）により発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

10 解　　約

お客さまが前払契約の解約を希望される場合は，原則として，適用期間満了後に解約するものとし，適用期間中の解約はいたしません。ただし，次に該当する場合には，この前払契約を解約し，その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお，この場合には，適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

（１） 前払期限日までに前払額を支払われない場合

（２） この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合

（３） その他特別な事情があり，当社が必要と認めた場合

11　そ　の　他

この選択約款に定めのない規定については，供給約款の定額電灯または公衆街路灯Ａにかかわる規定の定めるところによるものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成26年３月１日から実施いたします。

2　この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，以下のとおりといたします。

（１）　平成26年３月31日までは，変更前の選択約款の料金前払契約（平成25年１月31日届出。）を適用いたします。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。

（２）　平成26年４月１日以降は，この選択約款を適用いたします。

3　消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，平成26年３月31日以前から需給契約が継続し平成26年４月１日から平成26年４月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年４月１日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年５月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年３月13日政令第56号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定における割引額については，７（料金）（１）にかかわらず，次のとおりといたします。

１需給契約ごと１月につき	21円00銭

電気事業法施行規則第26条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

３　料金の算定説明

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成26年１月15日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成25年１月31日届出の料金前払契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

（１）　電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

（２） 新旧料金率比較表

現　行　料　金		改　定　料　金	
単　位	割 引 額	単　位	割 引 額
１需給契約ごと１月につき	円 銭 21.00	１需給契約ごと１月につき	円 銭 21.60

附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）

現　行　料　金		新　設　料　金	
単　位	割 引 額	単　位	割 引 額
		１需給契約ごと１月につき	円 銭 21.00

３　料金の算定説明

料金率は，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。